



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|-------------------------------|----------------|---|
| 325 | 指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (障害福祉課)..... | 1 |
| 326 | 〃 | (〃)..... | 1 |
| 327 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 328 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 329 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 330 | 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (〃)..... | 2 |
| 331 | 指定一般相談支援事業者の廃止 | (〃)..... | 3 |
| 332 | 大規模小売店舗の新設の届出 | (商工振興課)..... | 3 |
| 333 | 県営土地改良事業計画の変更 | (農業農村整備課)..... | 4 |
| 334 | 木材業者等の登録 | (林業振興課)..... | 5 |
| 335 | 保安林の指定予定の通知 | (森林整備課)..... | 7 |
| 336 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (〃)..... | 7 |
| 337 | 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 | (〃)..... | 7 |
| 338 | 保安林の指定施業要件の変更 | (〃)..... | 8 |
| 339 | 〃 | (〃)..... | 8 |
| 340 | 〃 | (〃)..... | 9 |
| 341 | 〃 | (〃)..... | 9 |

告 示

和歌山県告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------------------|-----------------|-------------|-----------|----------------|----------|
| 3011000076 | 株式会社マリックスホームヘルプサービスセンター | 橋本市高野口町伏原1048-1 | 重度訪問介護 | 株式会社マリックス | 橋本市高野口町小田614番地 | 令和元.7.31 |

和歌山県告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|---------|-----------------|----------------|-------------|-----------------|----------|
| 3011000431 | てのひらはあと | 橋本市高野口町伏原405番地2 | 居宅介護 重度訪問介護 | 株式会社てのひらはあと | 橋本市高野口町伏原405番地2 | 令和元.7.31 |

和歌山県告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------------|------------------|----------------|-----------|------------------|----------|
| 3011300062 | 愛光園ヘルパー ステーション | 伊都郡かつらぎ町佐野1401-2 | 居宅介護 重度訪問介護 | 社会福祉法人愛光園 | 伊都郡かつらぎ町佐野1401-2 | 令和元.7.31 |

和歌山県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------|----------------|-------------|--------|----------------|----------|
| 3011500299 | 健輝苑有田川 | 有田市下中島西ノ瀬202-1 | 行動援護 | 株式会社新輝 | 海南市下津町丸田195-1 | 令和元.7.31 |

和歌山県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-----------|---------------|------------------------|---------------|----------------|----------|
| 3011700584 | ひとくうかんめばえ | 紀の川市東大井82番地31 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 株式会社ひとくうかんめばえ | 紀の川市東大井82番地31 | 令和元.7.31 |

和歌山県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|--------|---------|-------------|--------------|--------|----------------|-------|
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------|----------------|------------------|--------|-------|-------------------------|----------------------|---------------|
| 3021500 362 | グループホーム あおい | 有田市初島町里 119-1 | 共同生活援助 | 知的障害者 | 社会福祉法人 有田ひまわり 福祉会 | 有田市初島町浜 字砂浜1756-1 | 令和 元. 8. 1 |
|----------------|----------------|------------------|--------|-------|-------------------------|----------------------|---------------|

和歌山県告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所 番号 | 事業所の 名称 | 事業所の所在地 | 一般相談 支援の種類 | 主たる対象 とする障害 種別 | 事業者の 名称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 廃止 年月日 |
|----------------|--------------|----------------|------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------|
| 3031800 372 | ボディケア紀泉 台 | 岩出市西安上99 -1 | 地域移行支援 地域定着支援 | 特定なし | 有限会社予防 医学福祉施術 会 | 大阪府泉佐野市 羽倉崎一丁目1 番62号 | 令和 元. 7. 31 |

和歌山県告示第332号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源吉備店
和歌山県有田郡有田川町下津野535番1他4筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年3月13日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,400㎡
- 駐車場の収容台数
54台
- 駐輪場の収容台数
46台
- 荷さばき施設の面積

60.0㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

13.5㎡

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後9時45分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時45分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

3か所（敷地西側2か所、南側1か所）

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和元年7月12日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和元年8月2日から同年12月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営中山間総合整備事業別院野尻地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営中山間総合整備事業別院野尻地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年8月5日から同年9月2日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第334号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 木材登録番号 | 製材登録番号 | チップ登録番号 | 登録年月日 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 業務の態様 | 営業所又は工場の所在地 |
|--------|--------|---------|---------|------------------|--------------------------|-------|--|
| | 1001 | | 令和元.7.1 | 和歌山市西浜1660-316 | 愛吉商店 吉成繁昭 | 製材 | 和歌山市西浜1660-316 |
| 2002 | | | 令和元.7.1 | 橋本市東家五丁目4番1号 | 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦 | 木材 | 橋本市高野口町小田525 |
| 2003 | | | 令和元.7.1 | 伊都郡高野町花坂313 | 菊谷義市 | 木材 | 伊都郡高野町花坂313 |
| 4001 | | | 令和元.7.1 | 有田郡湯浅町大字湯浅3111 | 山光木材株式会社 代表取締役 山家正英 | 木材 | 有田郡湯浅町大字湯浅3111 |
| | | 5001 | 令和元.7.1 | 日高郡印南町美里52番地 | 有限会社ワコー産業 代表取締役 山本雅弘 | チップ | 日高郡印南町美里52番地 |
| | 5001 | | 令和元.7.1 | 御坊市名屋205番地 | 有限会社陽木 代表取締役 山田光治 | 製材 | 御坊市名屋205番地 |
| | 5002 | | 令和元.7.1 | 御坊市熊野457番地 | 岡垣内工業株式会社 代表取締役 岡垣内義弘 | 製材 | 御坊市熊野453-14 日高郡美浜町田井493 |
| | 5003 | | 令和元.7.1 | 日高郡美浜町田井553の3 | 宮所建材株式会社 代表取締役 宮所啓祐 | 製材 | 日高郡美浜町和田688 |
| 5001 | 5004 | | 令和元.7.1 | 御坊市名屋191番地の2 | 中井材木店 中井雅人 | 木材・製材 | 御坊市名屋191番地の2 |
| 5002 | 5005 | | 令和元.7.1 | 日高郡みなべ町南道113番地の1 | カツラギ製材 葛城知則 | 木材・製材 | 田辺市上の山一丁目2-15 |
| 5003 | | | 令和元.7.1 | 日高郡日高川町大字大又97番地 | 有限会社原見林業 代表取締役 原見健也 | 木材 | 日高郡日高川町大字大又97番地 |
| 5004 | 5006 | | 令和元.7.1 | 日高郡日高川町大字寒川223番地 | 紀中森林組合 代表理事組合長 中家哲 | 木材・製材 | 日高郡日高川町大字高津尾1115番地 日高郡日高川町大字高津尾1111番地 |
| | | 5002 | 令和元.7.1 | 日高郡日高町大字原谷1番地 | 株式会社ナヤパーク 代表取締役 中川あや | チップ | 日高郡日高町大字原谷1番地 |
| 6001 | | | 令和元.7.1 | 田辺市文里二丁目32番7号 | 株式会社中川 代表取締役 中川文恵 | 木材 | 田辺市文里二丁目32番7号 |
| 6002 | | | 令和元.7.1 | 田辺市中辺路町水上415-8 | 竹三株式会社 代表取締役 竹中雅昭 | 木材 | 田辺市中辺路町水上415-8 |

| | | | | | | | |
|------|------|------|---------------|--------------------|----------------------------|---------------|--------------------------------------|
| | 6001 | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市芳養町2909-31 | 中村工務店 中村静男 | 製材 | 田辺市下三栖1499-12 |
| 6003 | | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市明洋一丁目16-10 | 橋本林業 橋本歩 | 木材 | 田辺市明洋一丁目16-10 |
| 6004 | | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市本宮町本宮691番地1 | 石部林業 代表 石部ジョージ巽 | 木材 | 田辺市本宮町本宮691番地1 |
| 6005 | | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市中辺路町栗栖川370の2 | 井本林業 井本佳志 | 木材 | 田辺市中辺路町栗栖川370の2 |
| | 6002 | | 令和 元. 7. 1 | 京都府八幡市下奈良北浦1番地の3 | 株式会社かつら木材センター 代表取締役 桂正司 | 製材 | 西牟婁郡白浜町大古51の2 |
| 6006 | 6003 | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市鮎川597番地の101 | 西牟婁森林組合 代表理事 那須敏夫 | 木材・製材 | 田辺市鮎川字宇立661番地の1 |
| | 6004 | | 令和 元. 7. 1 | 西牟婁郡上富田町生馬518 | 吉田商店 吉田丈士 | 製材 | 西牟婁郡上富田町下鮎川387 |
| | 6005 | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市中辺路町北郡27-1 | 田辺市中辺路木材加工場 田辺市長 真砂充敏 | 製材 | 田辺市中辺路町北郡27-1 |
| 6007 | 6006 | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市あけぼの49番8号 | 有限会社広栄 代表取締役 谷本憲一 | 木材・製材 | 西牟婁郡上富田町生馬救馬谷186-4 |
| | 6007 | | 令和 元. 7. 1 | 田辺市鮎川860 | 丸清木材 竹中修二郎 | 製材 | 田辺市鮎川860 |
| 6008 | 6008 | | 令和 元. 7. 1 | 西牟婁郡すさみ町周参見2547-3 | 株式会社上市屋銘木店 代表取締役 上市雅史 | 木材・製材 | 西牟婁郡すさみ町周参見2547-3 西牟婁郡すさみ町佐本根倉52 |
| | 6009 | 6001 | 令和 元. 7. 1 | 西牟婁郡すさみ町周参見1704番地 | 有限会社きのくに林産加工 代表取締役 桑本徹 | 製材・チップ | 西牟婁郡すさみ町周参見1704番地 西牟婁郡白浜町大古51番地の2 |
| 7001 | | | 令和 元. 7. 1 | 東牟婁郡那智勝浦町朝日二丁目164 | 紀南素材生産事業協同組合 理事長 岩本嘉四郎 | 木材 | 東牟婁郡那智勝浦町朝日二丁目164 |
| 7002 | | | 令和 元. 7. 1 | 東牟婁郡古座川町明神260番地 | 南紀森林組合 代表理事組合長 勝山高嘉 | 木材 | 東牟婁郡古座川町明神260番地 |
| 7003 | | | 令和 元. 7. 1 | 東牟婁郡那智勝浦町田垣内2091-1 | 鳥羽山林業 鳥羽山誠一 | 木材 | 東牟婁郡那智勝浦町田垣内2091-1 |
| 7004 | | | 令和 元. 7. 1 | 東牟婁郡那智勝浦町天満1415-9 | 濱崎林業 濱崎眞次 | 木材 | 東牟婁郡那智勝浦町天満1415-9 |
| 7005 | 7001 | 7001 | 令和 元. 7. 1 | 東牟婁郡古座川町大川90番地 | 有限会社東組 代表取締役 東司郎 | 木材・製材 ・チップ | 東牟婁郡古座川町大川90番地 |
| 7006 | 7002 | | 令和 元. 7. 1 | 新宮市新宮3458の1 | 株式会社シングハウジン 代表取締役 吉田一茂 | 木材・製材 | 新宮市新宮3458の1 新宮市新宮3424 |
| | 7003 | | 令和 元. 7. 1 | 新宮市馬町2-1-11 | 青木商店 青木優朋 | 製材 | 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿1553-7 |

| | | | | | | | |
|------|------|------|-----------|---------------------------|------------------------|--------|---------------------------|
| | 7004 | | 令和元. 7. 1 | 新宮市新宮4573番地の5 | 有限会社日光木材 代表取締役 岡崎武人 | 製材 | 新宮市新宮4573番地の5 |
| 7007 | | 7002 | 令和元. 7. 1 | 大阪府大阪市住之江区 新北島三丁目6番45号 | 木材開発株式会社 代表取締役 谷正剛 | 木材・チップ | 大阪府大阪市住之江区 新北島三丁目6番45号 |

和歌山県告示第335号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町大山字平谷河1167の1、1168の1、1168の3、1168の4、熊野川町鎌塚字小平畑513の1、514、515、字竹屋谷516の1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第336号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第337号

令和元年和歌山県告示第229号（以下「告示第229号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

龍田俊一

龍田司郎

熊代辰雄

龍田宗吉

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第229号のとおり

和歌山県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第341号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）